

社会福祉法人会計の特徴と有用性

たか た きょう こ
高 田 京 子

〈要 旨〉

平成13年度より新たに導入された社会福祉法人会計基準について、それまでの会計規定であった経理規定準則と比較することによって、その特徴と意義とを考える。社会福祉法人会計基準の最大の特徴は、損益計算の概念を導入し、減価償却を行うようになったという点である。この会計方法は、社会福祉法人会計が、資金委託者に対する会計責任を果たすための会計から、利用者への情報提供を意識した会計へと変化しつつあることを反映するものである。しかし、利益のみを追求するわけにはいかない社会福祉法人において、損益計算の概念を取り入れた会計情報が有用な意味を持つのか否かということについては、さらに検討されなければならないだろう。

〈キーワード〉

福祉会計基準、経理規定準則、損益計算、切返し仕訳、複会計制度、減価償却

はじめに

平成12年4月に介護保険制度が導入されたことを機に、社会福祉のありかたは大きく変化しつつある。行政処分に基づく「措置制度」によって展開してきたわが国の社会福祉が、福祉利用者主体の「契約制度」へと移行したのである。これに伴って、福祉利用者が自ら福祉施設やサービスの提供者を選択し、契約を締結することが可能になった。逆に社会福祉法人の立場からいえば、これまで行政処分によって安定的に得ていた社会福祉利用者を、今度は法人自体の経営努力によって獲得していかなければならなくなったということである。そこには必然的に競争原理が働くことになり、民間の福祉事業が参入したこともあって、社会福祉法人はますますその経営努力を問われることになるだろう。

このような状況のもと、厚生省は、平成12年2月17日に「社会福祉法人会計基準」

(以降、本稿では主として福祉会計基準と略称する)を通知し、同年4月1日から適用することとした。この基準には、従来の「社会福祉法人経理規定準則」(昭和51年通知。以降、本稿では主として経理規定準則と略称する)からの変更点がいくつか見られ、社会福祉をとりまく状況の変化に対応しようという意図を読み取ることができる。

本稿は、「社会福祉法人経理規定準則」と「社会福祉法人会計基準」とを比較し変更点を検討することによって、福祉会計基準が意図するものを考察するものである。その際、一般の企業会計原則も参考にしつつ、社会福祉法人における会計の目的や損益計算の意義を検討したい。

1 会計の目的

本節ではまず、社会福祉法人会計や企業会計などに限定するのではなく、広く会計一般について、その目的と機能とを確認する。

そもそも会計とは、ある個人や組織(企業など)の状態や活動について表現する行為のひとつとして位置づけられる。例えば、企業の名称や経営方針、所在地などといった数値や文章による情報もまた、組織(企業)について表現された情報のひとつである。とくに、会計は、主として経済的な活動を対象とするものであり、簿記という手段を用いて、財務諸表という形式によって表現する行為である。会計情報の利用者は、この情報を利用することによって経済的な意思決定に役立てようとする。このように、会計の目的とは、利用者の経済的意思決定に有用な情報を提供することであると言える。ただし、会計によって表現される情報は主として過去に基づく財務的な情報であるため、将来の予測や非財務的な情報といった利用者が意思決定の際に必要とする全ての情報を提供しようものではないということには注意しなければならない。

会計はまた、経営者の受託責任を果たすという目的を持っている。出資者から資源を委託された経営者は、その資源を管理・保全・運用する責任を負うことになる。経営者(受託者)はさらに、出資者(委託者)に対して、資源をどのように利用しどのような成果を得たかについての顛末を報告・説明する責任を負う。このような報告・説明の責任を説明責任といい、経営者は、資源を管理・保全・運用するだけでなく、この報告・説明責任を果たすことによって、はじめて資源の受託者としての責任(受託責任)を解除できるのである。このように、会計の目的は、資源を委託された受託者(経営者)が、受託責任を果たすために委託者(出資者)に対して報告・説明を行うことであるともいうことができる。

以上のように、会計という行為の目的としては、情報利用者の意思決定に有用な情報を提供することと、資源の受託者が委託者に対して受託責任を果たすこととの二つを挙げるができる。これら二つの目的が両方満たされることもあれば、どちらか一方が重視されてもう一方の目的が果たされないこともあり、この会計目的をどのように捉えるかによって、会計システムも変化するのである。なお、ここでいう情報利用者とは、投資家、取引先、顧客などのさまざまな利害関係者を意味している。

2. 社会福祉法人経理規定準則

新たに導入された「社会福祉法人会計基準」(福祉会計基準)の意義を理解するためには、それまで社会福祉法人の会計基準とされてきた「社会福祉法人経理規定準則」(経理規定準則)の内容を理解する必要がある。ここではまず、経理規定準則の特徴を一般の企業会計と比較しながら検討することによって、そこで想定されていた社会福祉法人における会計の特質を明らかにしたい。

平成12年に「社会福祉法人会計基準」が導入されるまで、社会福祉法人の会計は経理規定準則に基づいて行われていた。この会計基準は、複式簿記に基づく年度決算であるという点については企業会計と同じであるが、いくつかの点で独特の会計処理を行うよう規定している。

2-1. 資金収支計算

経理規定準則の最大の特徴は、損益計算ではなく、資金の収入と支出とに基づく資金収支計算を重視しているということである。したがって、減価償却費などの資金の増減を伴わないものについては認識されないことになる、これに対して、一般の企業会計原則は損益計算を重視しており、資金の増減を伴わない取引であっても収益や費用として認識し、その差額である損益を計算することを目的としている。

このように、従来の経理規定準則に基づく会計は、現金の収支に焦点を当てており、費用や収益についての情報は必要としていない。そこで作成されるべき計算書類(財務諸表)は、貸借対照表、資金計算書、および財産目録であり、損益計算にかかわる情報は必要ではなかったのである。

経理規定準則に基づく会計が損益計算ではなく現金収支に焦点を当てていた理由としては、従来の措置制度の状況において社会福祉法人が有していた特殊な性格によるものと考

えられる。まず、社会福祉法人は非営利法人であり、基本的に利益の獲得を目的としているわけではないという点で一般の企業とは性格を大きく異にしている。また、社会福祉法人の財源は寄付と国及び地方公共団体による委託措置費とに依存していることから、資金を提供者の意図に沿った方向で使わなければならないという制約がある。このことは言い換えれば、社会福祉法人の資金提供者の意図は利益獲得ではないために、利益を獲得しなくても法人の存続には影響が及ばないということでもある。これに対して一般企業の場合は、財源たる資本の提供者がそもそも利益獲得を目的としており、利益を獲得できない場合には企業の存続が危うくなるため、一般企業にとって利益の計算は最も重要な問題であるということができよう。

また、社会福祉法人の特徴の一つとして、予め編成された予算計画が法人の運営を統制しているということが挙げられる。実際の業績を事後的に表示する財務諸表は、事前計算たる予算と比較されることによって、事後の予算計画や事業計画に影響を及ぼすのである¹⁾。予算は現金ベースで配分されるため、予算との比較という目的のために用いられる社会福祉法人の会計が資金収支を重視するのは合理的であるといえるだろう。これに対して、企業会計の場合は、財務諸表は企業の内部よりむしろ外部の利用者を対象として作成される。外部の情報利用者は、財務諸表を参考にすることによって、投資や取引等を行うか否か（あるいは継続するか否か）といった事後の意思決定を行うのである。このように、経理規定準則に基づく会計は、法人内部において利用され、予算との比較を念頭において作成されるという点で、一般の企業会計とは異なる性質を持っている。

2-2. 本部会計と施設会計

経理規定準則のもとでは、社会福祉法人の会計は、本部会計、施設会計、及び特別会計という会計単位に分けて行われてきた。つまり、法人本部と各施設、および特別会計というそれぞれの会計単位ごとに、貸借対照表と収支計算書とが別々に作成されたのである。このうち法人本部の会計は、土地・建物・自動車など、法人として事業を行うために必要な基本財産を扱い、社会福祉の経常的な活動については施設ごとの会計単位が取り扱うこととされる。また、本部会計にも施設会計にも属さないものは特別会計で扱われる。

社会福祉法人の設立時に受け入れられ、土地・建物・自動車など長期にわたり必要とされる諸設備に投入された資源は、法人が事業を行っている限り維持すべき重要な基本財産として本部会計に計上される。また、法人設立以降であっても、上記のような基本財産が、

1) 守永 [1991] p.20.

寄付金、法人が蓄積してきた資金、ないし長期借入金等によって獲得されたものである場合には、本部会計に計上されることになる。他方、施設での社会福祉事業に関して受け入れられる措置費や地方自治体からの補助金などの収入、及び施設職員の給料や光熱水費等については、施設ごとの会計単位で処理される。

法人の基本財産にかかわる本部会計と経常的な資金の収支にかかわる施設会計とを区別するこのような会計システムは、維持すべき基本財産を明らかにし、施設の資金の運用状況をより明瞭に示すためには合理的である。これは英国における複会計制度の考え方を取り入れたものであり²⁾、このことは次で述べる固定資産の会計処理にも重要な影響を及ぼすものである。なお、複会計制度については後の節で詳しく述べることとする。

会計単位を本部と各施設とに区別する会計システムは、上述のような利点がある一方で、法人全体の資金運用状況を捉えられないといった欠点も内包している。さらに、資産の管理を法人本部や各施設がそれぞれ行わねばならないことから、預貯金を施設ごとに分別する必要があり、さらに、本部から施設への資金の融通が煩雑になるといった欠点もある。

以上のように、経理規定準則に基づく会計は、本部と各施設との会計単位を区別することによって、法人の基本財産を維持し、施設ごとの資金運用状況を知るという目的のためには合理的であるが、他方では、法人全体を把握するという視点を欠いており、資金管理等をかえって煩雑にしているといえることができる。

2-3. 切返し仕訳

経理規定準則に基づく会計では、固定資産に関連して一般の企業会計等では行わないような特殊な会計処理を行う。この会計処理を切返し仕訳といい、固定資産を取得した場合や、設備資金のための借入金を借り入れた場合及び償還をした場合に行われる。

切返し仕訳は、例えば、固定資産を取得した際に以下のように行われる。

例 1³⁾：事業用に使うための乗用車を 1,000,000 円で購入した場合⁴⁾。

①固定資産物品	1,000,000	当座預金	1,000,000	……通常の仕訳
②固定資産物品費	1,000,000	運用財産基金	1,000,000	……切返し仕訳

①の仕訳は、一般の企業会計でいえば

固定資産	1,000,000	当座預金	1,000,000
------	-----------	------	-----------

2) 守永 [1991] p.108.

3) 事例と図 1 については、守永 [1991] pp.111~112. を参考にした。

4) 切返し仕訳は、次のような方法で行われることもある。

固定資産物品費	1,000,000	当座預金	1,000,000	……通常の仕訳
固定資産物品	1,000,000	運用財産基金	1,000,000	……切返し仕訳

という仕訳に相当し、乗用車という資産の増加と当座預金の減少とを記録するものである。これによって、貸借対照表上の流動資産が減少し、同額の固定資産が増加するのである。

経理規定準則に基づく会計においては、この仕訳に加えてさらに切返し仕訳といわれる⑥の仕訳を行う。この仕訳は、③の仕訳に加えて、固定資産の取得の際に要した支出を記録し、当該資産を純財産として基金に組み入れるものである。つまり、切返し仕訳によって、収支計算書上の支出を把握し、また、貸借対照表上の純資産として位置づけられる基金を認識することができるのである。（図1参照）

図1 切返し仕訳

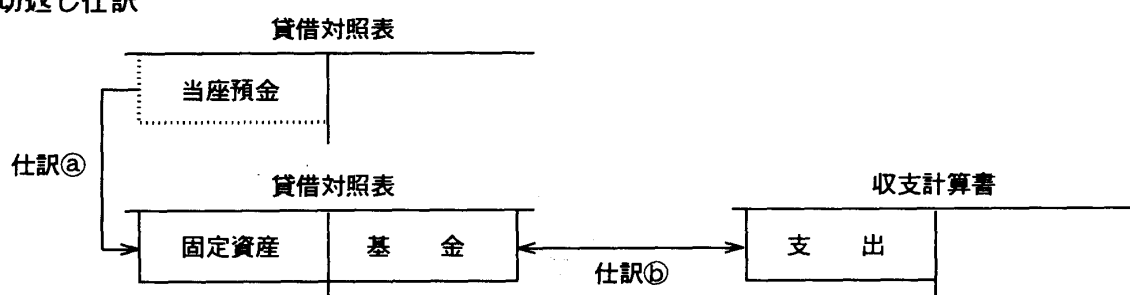


図1を見てもわかるように、切返し仕訳は、固定資産の取得という一つの取引に対して二つの仕訳を行うことによって、貸借対照表上の流動資産と固定資産との増減を把握するだけでなく、資金の支出と純資産の増加とを認識するために行われる。このような仕訳を行う理由は、経理規定準則に基づく会計が資金計算に焦点を当てているためであると考えられる。一般の企業会計が貸借対照表において資金を間接的に把握するのみであるのに対して、資金計算を重視する会計では、何よりもまず資金の収入あるいは支出を把握しなければならない。経理規定準則は、切返し仕訳という補足的な仕訳を行うことによって、資金計算という目的に対応してきたのである。

なお、固定資産の取得時に行われた切返し仕訳は、当該資産を廃棄した時に反対仕訳を行うことによって貸借対照表から削除される。

例2：例1で購入した乗用車を廃棄した場合⁵⁾。

◎運用財産基金 100,000 固定資産物品 100,000

資金計算ではなく損益計算を重視する一般の企業会計においては、土地を除く固定資産は、減価償却という手続によって複数年にわたって費用化され、損益計算書上の費用項目として認識される。貸借対照表上の固定資産の帳簿価額もまた、費用化に伴い徐々にその

5) 固定資産を処分の際に対価を得た場合や処分費用を支払った場合には、上記の仕訳③に加え、資金の収入あるいは支出と、雑収入または雑損勘定による仕訳を行う。

額を減少させ、やがては役割を終えて廃棄されることになる。一方、経理規定準則に基づく会計では、貸借対照表上の固定資産の帳簿価額は取得価額のまま変わらず、廃棄されることによってはじめて帳簿から除外される。貸借対照表上の資産の価額が全く変化しないのは不合理であると考えられる。これに対して、新たに制定された福祉会計基準は、一般の企業会計と同様に減価償却制度を導入している。この点については次節で詳しく述べることにしたい。

3. 社会福祉法人会計基準

昭和51年から平成12年までの間、社会福祉法人の会計は前節で紹介した経理規定準則に基づいて行われてきた。しかし、平成12年より導入された介護保険制度により、従来の措置費制度から契約制度への移行、および民間の事業者の参入が認められるなど、社会福祉法人をとりまく状況は大きく変化している。このような状況に対応すべく、「社会福祉法人会計基準」(福祉会計基準)が新たに規定されることとなったのである。

経理規定準則は、各法人が定める細かい会計ルール(経理規定)を規制するものであって、そこでは、予算や出納事務の処理、契約の方法、債権債務の管理など、法人の日常的な経理実務に至るまでかなり詳細な指示がなされていた。また、「準則」とはいうものの、社会福祉法人が措置費という公的な資金を委託される事業体であることから、ほぼ「基準」と同程度の強制力を発揮していたといえる。そのため、経理規定準則は、社会福祉法人の事業規模や施設の種類等が違ってもかかわらず画一的な規制を行うという意味で問題を抱えていたのである。

新たに制定された福祉会計基準は、文字通り「基準」としての強制力を持つものであるが、そこで定めているのは財務諸表の作成方法とそのため会計処理の基準がほとんどであり、日常的な経理実務についてはあまり規定していない。このような経理規定については、各法人が自主的に規定する内容に任せることとしているのである。

この福祉会計基準は、経理規定準則と比較して、いくつかの点において重要な変更がなされている。最も大きな変更点は、社会福祉法人における会計に損益計算の概念が導入されたということである。これによって、社会福祉法人は、一般の企業会計の損益計算書に当たる事業活動収支計算書を作成することが求められるようになった。それに伴い、減価償却や引当金といった資金の増減を伴わない項目についても会計処理を行う必要が生じたのである。このことは、社会福祉法人の会計が一般企業の会計に近いものとなり、財務諸表に

において社会福祉法人与一般の企業との比較が可能になったという意味で非常に重要である。

本節では、福祉会計基準における変更点について、一般の企業会計との比較もふまえて検討する。

3-1. 事業活動収支計算書

措置費制度から契約制度への移行と民間業者の参入とによって、社会福祉法人は市場の競争原理に晒されることになった。このような状況のもと、福祉会計基準は新たに損益概念を導入することになったのである。従来の経理規定準則が、収支計算書と貸借対照表、および財産目録を作成すべきであったのに対して、福祉会計基準においては、資金収支計算書（経理規定準則に基づく収支計算書に同じ）と財務諸表、および財産目録に加えて、事業活動収支計算書の作成を社会福祉法人に義務づけている。

事業活動収支計算書は、一般の企業会計の損益計算書に当たるものである。資金収支計算書が資金（正確には流動資産と流動負債）の流入と流出およびその残高を計算するのに対して、事業活動収支計算書は、事業活動で産み出した収益とそれに要した費用とを計算することによって、事業活動の成果、すなわち利益または損失を計算するのである。

資金計算によるプラス残高（資金の余剰）が必ずしも事業活動としての黒字を示すものではないということは明らかである。例えば借入金などは、資金収支計算書においては収入として計算されるが、事業活動の成果として得られる収益ではないため、事業活動計算書には影響を及ぼさない。例えば、資金を借り入れたものの事業活動の不振によって収益が上がらなかった場合などは、事業活動計算書では損失（赤字）が示されるのに、資金収支計算書ではプラスの残高が示されるということが起こるのである。また、借入金などの特別な資金の受け入れがない場合であっても、事業活動計算書の費用である減価償却費や引当金は資金の流出を伴わないため、事業活動収支計算書が損失を計上しているのに資金収支計算書がプラス残高であるということが起こり得る。このように、資金収支計算書は運営資金の残高を知るためには有効な手段であるが、事業活動そのものの成果を把握することはできない。逆に、事業活動計算書は、事業の成果は計算できるものの、運営資金の残高を把握することはできない。資金収支計算書と事業活動収支計算書とのこのような機能を相互に補い合うために、新しく定められた福祉会計基準がこれら二つの計算書の作成を義務づけていることは合理的であるといえることができる。

3-2. 会計単位

2-2でも述べたように、経理規定準則においては、本部会計、施設会計、特別会計と

いう会計単位ごとにそれぞれ貸借対照表と収支計算書とを作成することが求められていた。このような会計システムは、法人の維持すべき基本財産を本部会計において明らかにし、施設の経常的な運営状況を施設会計においてより明確に把握するという意味では非常に合理的なものであった。しかし一方で、資金の管理を法人本部と各施設とで別々に行うために手続きの煩雑さを招き、また、法人全体としての運営状況を把握できないという重要な欠点を抱えるものであった。

福祉会計基準は、このような問題に対応して、原則として法人全体を一つの単位として財務諸表を作成するように求めている。これによって、法人としての資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、および財産目録が作成され、法人全体としての把握を行えるようになった。また、資金の管理も法人全体で行うことになるため、従来のように施設ごとに預貯金を管理する必要がなくなり、また法人内部での資金の融通を行う際の煩雑な手続きが不要になったことから、より効率的な経営を行えるようになったのである。

また、福祉会計基準は、法人全体としての収支計算を行うなかで、法人本部、および定款に記載された社会福祉事業ごとに経理区分を設け、それぞれの区分ごとに収支計算を行うよう規定している。これによって、本部と各事業それぞれについての運営状況を知るという従来の経理規定準則の特長を生かしつつ、法人全体としての運営状況を知ることができるようになったのである。

なお、原則として会計単位は法人全体で行うと述べたが、例外がいくつか想定されている。社会福祉法人の事業内容に公益事業や収益事業が含まれている場合には、これらの事業は法人の会計とは別に特別会計として区別しなければならない。これは、公益事業や収益事業のための財産は社会福祉事業用の財産と分別管理するように定められているからである。また、社会福祉事業であっても、「病院会計準則」の適用を受ける病院事業や「老人保健施設会計・経理準則」などといった当該事業専用の会計ルールが定められているような場合には、それらの会計ルールに基づいて計算書類を作成し、社会福祉法人会計に基づいて作成される計算書類と区別することが求められている。

3-3. 減価償却の導入

2-3で述べたように、経理規定準則のもとでは、法人として事業を行うために購入された固定資産を本部の基本財産として計上し、当該資産が廃棄されるまで取得価額のまま貸借対照表に計上する。また、固定資産の取得時等には切返し仕訳を行い、収支計算書上の資金の支出と、貸借対照表上の維持すべき純資産とを計上する。このように、経理規定準則に基づく会計は、固定資産の取得という一つの取引に対して二重の仕訳を行うことに

よって資金計算という目的に対応してきたのである。

これに対して、福祉会計基準は、固定資産の取扱について一般の企業会計原則と同様の処理を行うこととしている。固定資産を取得した際には、流動資産（当座預金）の減少と固定資産との増加をそれぞれ計上するが、切返し仕訳は行わない。その代わりに、一般企業会計と同様に、資産取替え後の複数の会計期間にわたり、決算時に減価償却を行う。この減価償却という手段によって、固定資産の帳簿価額はその使用期間にわたって徐々に費用化され、貸借対照表上の帳簿価額もまた同額分、徐々に減少していくのである。

例えば、固定資産を取得した場合について、福祉会計基準や一般の企業会計基準に従って会計処理した場合、次のような仕訳が行われる。

例3：耐用年数10年の乗用車を1,000,000円で購入した場合。ただし残存価額は0とする。

資産取得時

④固定資産 1,000,000 当座預金 1,000,000

資産取得1年後の決算時⁶⁾

⑥減価償却費 100,000 減価償却累計額 100,000

(固定資産の帳簿価額は900,000)

資産取得2年後の決算時

①減価償却費 100,000 減価償却累計額 100,000

(固定資産の帳簿価額は800,000)

図2 社会福祉法人会計基準に基づく減価償却

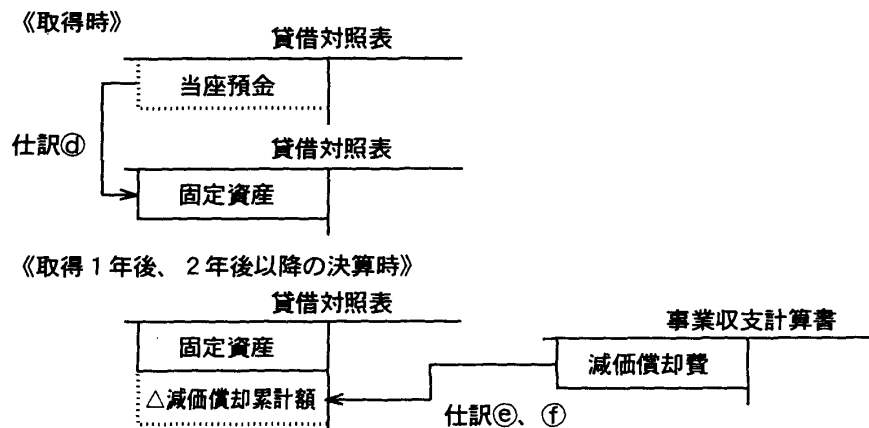


図2で示されるように、福祉会計基準のもとでは、固定資産を取得した後の複数の会計期間において、固定資産の取得に要した支出が減価償却費という事業収支計算書上の費用として計上され、損益計算の要素に含まれることになる。貸借対照表上の資産として計上されていた固定資産の帳簿価額もまた、費用化された価額と同じ分だけ減少する。

6) 減価償却には固定資産の帳簿価額から直接控除する直説法と、減価償却累計額という勘定を用いて間接的に控除する間接法とがある。例3では間接法を用いる。

これに対して経理規定準則の下では、維持すべき資産として固定資産を本部会計に計上することによって他の経常的な費用と区別し、また、資産の帳簿価額も廃棄されるまでは取得時のままであった。固定資産をめぐるこれらの処理は全く異質なものであり、この点こそが損益計算概念の導入に伴う最も重要な変更点であるということができよう。

このように、特に基本財産となる固定資産をめぐる会計処理の変更は、経理規定準則と福祉会計基準とがそれぞれ目的とするものが異なることを端的に示していると考えられる。この点について考察するため、次節では、経理規定準則に大きな影響を及ぼした複会計制度と、福祉会計基準において導入された減価償却という手続とについて検討を行う。

4. 複会計制度

これまで述べてきたように、経理規定準則に基づく会計においては、基本財産たる固定資産は本部会計において処理され、他の経常的な支出については施設ごとの会計において処理されていた。このような仕組みによって、維持すべき基本財産の額が明らかになるとともに、経常的な収支の計算が容易になり、施設ごとの資金運営状況を容易に把握することができたのである。経理規定準則に基づく会計のこのような計算構造は、英国の複会計制度の影響によるといわれている。本節では、複会計制度の内容と、その目的とを明らかにしたい。

複会計制度は、19世紀英国における鉄道業の会計に由来し、その後、英国の電気事業や水道事業、ガス事業などの多額の固定資産を抱える企業において実践された会計システムである。

複会計制度は、資本収支勘定、収益勘定、および一般貸借対照表という三つの計算書からなるものから構成されており、今日の貸借対照表に当たるものが資本勘定と一般貸借対照表という二つの計算書に分けられていた。これらのうち資本勘定は、資本的収入と資本的支出とを計上するものであり、その差額は運転資本を示している。具体的には、借方に営業の基礎となる固定資産のための支出を計上し、貸方に資本金、社債、および長期借入金を計上したのである。また、一般貸借対照表は、上述の資本勘定の残高、短期借入資本、および流動資産などを計上するものであり、その差額は当期の損益を示している。具体的には、借方に資本勘定の残高の他、積立金、短気借入金、買掛金などの今日の負債にあたる項目を計上し、貸方に商品、売上原価、現金預金などの資産項目を計上したのである。

複会計制度の下では、上述の資本収支勘定、一般貸借対照表という今日の貸借対照表にあたる計算書に加え、今日の損益計算書に当たる収益勘定が作成されていた。収益勘定は、

収益的収入と収益的支出とを計上するものである。収益的収入とは、売上高などの営業に伴う収入であり、収益的支出とは、原材料、労務費、売上原価、営業費などの営業に伴う支出であるが、商品の売れ残り部分など価値喪失のない部分についてはここには計上されない。収益的収入と支出との差額は当期の損益を示し、一般貸借対照表の差額に一致する⁷⁾。(図3⁸⁾参照)

図3 複会計制度

資本勘定		収益勘定		一般貸借対照表	
(資本的支出)	(資本的収入)	(収益的支出)	(収益的収入)	資本勘定残高	商品
土地	資本金	売上原価	売上高	積立金	有価証券
建物	社債	営業費	営業外収益	短期借入金	売掛金
資本勘定残高	長期借入金	営業外費用		買掛金	現金・積金
		当期純利益		当期純利益	

複会計制度のもとでは、減価償却は行われず、固定資産は資本勘定において取得時の価額のまま据え置かれていた。そして古くなった固定資産を買い替えた際に、買い替えに要した額を取替費として全て収益勘定で処理していたのである。このような方法を取替法という。

既に述べたように、複会計制度においては、財産の有高を今日の貸借対照表にあたる資本勘定と一般貸借対照表とに分けて計上していた。この資本勘定が示すものは、固定資産が自己資本および長期他人資本といった元手によって賄われているかどうかということであり、企業の安全性を知ることができる。つまり、固定資産の額が資本的収入によって充分賄われており、その差額が運転資本として利用されている状況であれば、その企業は資金的または財務的に安全であるということができるのである。

また、見方を変えれば、複会計制度のもとでは、収入と支出とは、それぞれ資本的収支にかかわるものであるか収益的収支にかかわるものであるかによって区別され、資本勘定と収益勘定とに分けて計上されているということが出来る。このような区別は、事業を行う上で不可欠な設備である固定資産を元手と考え、その維持に重要な関心を寄せていたからだと考えられる。つまり、資本的収入は事業を行う上で不可欠な固定資産に投下されるべきであり、短期間のうちになくなってしまいう収益的支出に投下することは資本の減少につながるという考え方である。鉄道事業をはじめとして、電気事業、水道事業、ガス事業などにおいて複会計制度が用いられたのは、これらの事業がとくに固定資産を多く抱えており、その維持が企業の存続にかかわる重要な問題であったからだと考えられる。

このように、英国複会計制度においては、資本的収支と収益的収支とが区別され、そこ

7) 友岡 [1996] pp.193~212.

8) 図は飯野 [1993] p.6-9.

では事業にとって不可欠な元手としての固定資産を維持すること重要視されていた。経理規定準則に基づく会計は、このような会計の影響を受けている。既に述べた通り、経理規定準則においては基本財産となる固定資産については本部会計で計上し、通常の収益活動については施設会計において計上することで、資本的収支と収益的収支とを区別していた。また、固定資産取得の際に切返し仕訳を行うことによって、固定資産と同額を純財産たる基金として貸借対照表に計上し、維持すべき資本としての性格を強調している。

経理規定準則がこのような会計を行ってきた理由は、固定資産の割合が大きいというよりはむしろ、措置費や補助金といった公的な資金を委託される以上、その用途と管理とに対して責任を負わねばならないということであると考えられる。つまり、経理規定準則は、受託者責任を重要視しているのである。厚生省は、経理規定準則に基づく会計の目的について次のように示している。「企業における会計は、営利の追求という目的に則して経営成績と財政状態を把握し、企業の収益性及び損益を算定することに重点が置かれているのに対し、(社会福祉) 法人は施設において入所者が生活し種々のサービスを得るために財貨が消費される場であり、会計は、主として措置費等公的資金の収支を明確にし、その受託責任を明らかにすることを基本的な目的とするものである。」⁹⁾ このように、経理規定準則に基づく会計は、受託者責任を目的として行われるシステムであり、補助金や措置費によって委託された資金を管理、運営し、事業の基礎をなす固定資産を維持することを目的としていたものであるといえることができる。

では、福祉会計基準に基づく会計は何を目的として行われるのだろうか。次節では、新たに導入された減価償却という会計方法について述べることにより、社会福祉法人会計基準が目的とするものを考察する。

5. 減 価 償 却

2-3で述べたように、経理規定準則のもとでは、法人として事業を行うために購入された固定資産は本部の基本財産として貸借対照表計上され、その価値は当該資産が廃棄されるまで取得価額のまま変わらない。また、固定資産の取得時には切返し仕訳を行うことにより、収支計算書上の資金の支出と、貸借対照表上の維持すべき純資産とを計上する。このように、経理規定準則に基づく会計は、固定資産の取得という一つの取引に対して二

9) 昭和51年1月31日社施第25号「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」(経理規定準則)。()内は高田。

重の仕訳を行うことにより資金計算という目的に対応してきたのである。

これに対して、福祉会計基準は、固定資産の取扱について一般の企業会計原則と同様の処理を行う。つまり、固定資産を取得した際には、流動資産（当座預金など）の減少と固定資産との増加とをそれぞれ計上するが、切返し仕訳は行わない。その代わりに、資産を取得した後、複数の会計期間にわたり一般の企業会計と同様に減価償却を行うのである。この節では、減価償却という会計方法の意義を考察することとする。

5-1. 減価償却

2節において述べたように、経理規定準則に基づく会計のもとでは損益計算を行わないので、費用や収益という考え方は存在しない。したがって、資産を費用化することもなく、取得時に即、支出として計上していた。とくに基本設備となる固定資産については、取得時に全額を本部会計の支出として計上し、貸借対照表上の固定資産の帳簿価額は取得時のまま、当該資産が廃棄されるまで変化しない。

福祉会計基準の特徴の一つは、損益計算という概念を導入したことである。損益は費用と収益との差額によって求められるものであるため、この場合には費用概念と収益概念とが重視されることになる。

法人は、その経営活動において財やサービスを外部に提供し、見返りとして現金やその他のものを受け取る。収益とは、このようにして得られた見返りであって、経営努力の成果とも呼べるものである。費用とは、収益を獲得するために用いられた財やサービスであり、成果（収益）に対する犠牲（費用）として位置づけられる。なお、費用となる財やサービスは、法人の外部に流出するか、または内部で消費されるという形でなくなる。

費用と支出とは別のものであるため、財務諸表においてこれらを認識する時期も同じとは限らない。例えば、商品を購入する場合、支出が既に生じていても商品をいったん資産として認識するため、費用は販売によって商品がなくなるまでは認識されない。短期間で消費される備品等は支出時に費用として認識するが、本来はいったん資産として計上し、消費に伴って費用化すべきところを、消費されるまでの時間が短いことから便宜的に即時費用化するのである。これに対して固定資産は、長期間にわたって資産を使用し消費するため、いったん資産として計上し、使用期間にわたって徐々に費用として認識する。もし仮に、減価償却を行わず、固定資産の獲得に生じた支出をすべてその期の費用として計上するならば、資産を獲得した期のみにも過大な費用を計上するので損益計算では赤字となってしまう。また、それ以降の期においては、資産を使用しているにもかかわらずそれに關する費用を計上しないので、その分の利益が過大に表示されるのである。各期の損益をこ

のように歪めることを避けるために、固定資産に関わる費用と支出とを区別し、損益計算の要素たる費用を適正に各会計期間に計上するための会計手続が減価償却なのである。

減価償却は、徐々に費用を計上するだけでなく、固定資産の帳簿価額を徐々に減少させるという意味も持っている。長期間にわたり使用された固定資産は、購入当初に潜在的に持っていたサービス供給量と比べ、使った分だけ残りのサービス供給量が減少している。また実際に、長く使った資産は古くなると使いにくくなったり壊れたりすることによって、機能的にも物理的にも劣化する。これを反映して、固定資産の帳簿価額もまた、使用期間にわたり徐々に減少していくことは合理的であるだろう。減価償却という会計手続は、損益計算を適正に行うだけでなく、このように貸借対照表上の固定資産の帳簿価額をより合理的に表示するという意味も持っているのである。

なお、減価償却による費用の計上は実際の支出を伴うものではないため、資金がそれだけ法人内部に留保されることになる。これを減価償却の自己金融効果というが、これは減価償却を行った際に生じる効果であって、決してこれを目的として行うのではない。減価償却の意義を考える際には、このような効果と目的とを混同しないことが重要である。

5-2. 減価償却の意義

減価償却という会計方法は、福社会計基準に限らず、企業会計原則などにおいてもごく一般的に用いられてきた方法である。わが国における企業会計原則の展開において、現在は減価償却費という費用項目として取り扱われているこの会計手続は、昭和57年に企業会計原則が改正されるまでは、減価償却引当金という引当金項目として扱われてきた。このことは、減価償却という会計手続の意義を考える上で非常に重要である。

減価償却費や引当金という項目は、損益計算を行う際に、収益に対応すべき費用を認識し計算するために用いられる。これらはいずれも資金の流出を伴わない費用として会計処理され、それに対応する資金が企業内部に蓄積されるという効果をもたらすという点では同じである。しかし、その性質は全く異なっており、両者は明確に区別されなければならない。

損益計算とは、収益と費用とを認識し、これらに対応させることによって利益（または損失）の額を計算するものである。収益についてはほぼ確定した段階で認識するので問題はないが、収益と費用とを対応させるために、まだ確定していない費用についても見積りによって認識しなければならない場合がある。このような費用を引当金といい、例として、貸倒損失に対する貸倒引当金、修繕に要する支出に対する修繕引当金、退職給与支払に対する退職給与引当金、製品保証に基づく修理に対する製品保証引当金などが挙げられる。

引き当てるという日本語からも想像できるように、引当金はかつて、損益計算の要素としてではなく、将来の支出に備えるための積立金のような意味合いで用いられてきた。すなわち、資金の流出を伴わない費用を計上することによって、同額の資金を企業内部に蓄積し、来るべき将来の支出に対する備えとしたのである。したがって、このような考え方のもとでは、引当金は、費用としてではなく将来の支出に関わる負債としての性質を強調されていた。

これに対し、資金の流出を伴わない費用計上であり、同額の資金を企業内部に蓄積し将来における固定資産の取り替え資金として役立つという意味では、引当金と全く同じ効果を及ぼすことになるが、減価償却が対象としているのはあくまでも以前の（資産取得時の）支出であり、決して将来の資産の取替えを目的としているのではない。このような意味で、減価償却は、将来の支出に対する引当金とは明確に区別されなければならない。減価償却はあくまでも、損失計算を適性に行う会計手続なのである。

繰り返すが、しかしこれはあくまでも減価償却という費用項目を計上した結果として得られる効果であって、減価償却の目的そのものではない。固定資産取得にかかわる資金の流出は既に生じているため、将来の支出にかかわる引当金と減価償却とは明確に区別されなければならない。また、減価償却については、費用の見積もりの全額が既に決定しているという点でも、減価償却は引当金とは性質を異にするものであり、将来の支出に備えるという意味は持ちえないのである。

そもそも、減価償却を行わない場合を考えてみると、たとえ毎期同じくらいの収益を上げていたとしても、固定資産の取得時と買い替え時のみに多額の費用が計上され、その期は利益が出ずに赤字になってしまうだろう。これでは、損益計算書を別の期やその他の企業と比較することができなくなり、情報としての意味をなさないことになってしまう。また、この利益が法人の運営努力とは関係のないところで大きく変動するならば、そもそも法人の努力を計算するための損益計算を行う必要がなくなる。さらに、法人に資金を委託した国や地方公共団体、および、契約者である施設利用者などに対する受託責任を果たすことができず、固定資産の購入によって利益が出ない場合とそれ以外とでは、施設利用者に対するサービスに差が生じるおそれもあり、各会計期間の利用者に対する公平性を欠くことも考えられる。こうしたことを考えると、固定資産にかかわる費用をある期にのみ計上するということは合理的ではないといえるだろう。したがって、減価償却という手続は、損益計算によって企業の経営状態を把握するのに役立つだけでなく、各期における株主や取引相手に対する公平を確保するという機能も果たしているのである。このように、減価償却を行う会計システムは、損益計算の適正な計算をめざすものであり、有用な情報を

作成するとともに、受託責任を果たし、さらに、各会計期間における利用者に対する公平性を確保するものであるということができよう。

なお、福祉会計基準に基づく会計は、減価償却の方法を取り入れ固定資産を費用化する一方で、固定資産の取得時に同額を基本金として純資産に計上し、資産の処分や買い替えのときでも基本金を取り崩さないこととしている。これは、福祉会計基準が基本財産の維持という観点を引き続き重視しており、この意味でも受託者責任を考慮していると考えられることができる。

6. 社会福祉会計基準の意義と問題点

これまで見てきたように、経理規定準則に基づく会計は、本部会計と施設会計とを区別することによって、基本財産の維持と経常的な収支計算の把握とを容易にするような会計システムであった。このような会計システムは、委託された資金の運営と管理という受託責任を重視するものである。しかしその一方で、法人全体としての運営状況を把握できず、また、資金計算のみで損益計算を行わなかったことから、法人や施設の経営状況を把握できないという限界があった。

これに対して、新たに規定された福祉会計基準は、損益計算の考え方を導入し、貸借対照表と資金計算書に加え、損益計算書にあたる事業活動収支計算書の作成を要請している。また、本部会計と施設会計とに分けられていた会計単位を一本化したことから、法人全体としての経営状況を把握できるようになった。しかも、資金収支計算書と事業活動収支計算書とに関しては事業区分ごとに分けて表示されるため、法人全体としての収支計算だけでなく、施設ごとの収支計算も把握できるのである。このように、福祉会計基準は、経理規定準則においてなされてきた基本財産の維持や施設ごとの運営状況の把握などといった特長を残しつつ、さらに、法人全体の状況を把握できるようにしたものであるということが出来る。また、損益計算概念を導入したことによって、経営努力と運営状況とを明らかにできるようになり、情報としての有用性を増加させた。また、社会福祉法人における会計が一般の企業会計に近づいたことから、社会福祉事業に参加する民間事業の財務諸表と社会福祉法人の財務諸表とを比較することが可能になった。さらに、損益計算を適性に行うことで、資金委託者に対する責任を果たし、また、利用者への公平性も確保することができるようになったということが出来る。このように、福祉会計基準は、情報の有用性や受託責任といった会計目的から見て、従来の経理規定準則より一歩進んだものであるとい

うことができる。

しかし、社会福祉事業は、一般の企業とは異なり、利益のみを追求すればよいというわけではない。利益は費用と収益との差額によって計算されるものであるが、費用を縮小して利益を上げようとする、提供するサービスの質の低下に繋がりがねないのである。サービスの質の低下は利用者の減少を招き、将来の収益を減少させるおそれも生じさせる。サービスの質を落とさずに利益を上げるためには、少ない費用で最大の効果を上げる効率性が最も重要になるのだが、損益計算書においてはこの効率性を十分に表すことはできない。したがって、ただ利益を追求すればよいわけではない社会福祉法人において、損益計算によって示される金額がどれほどの役割を果たしうるかについては疑問が残るのである。

また、利用者が社会福祉法人と民間事業者とを比較しようとする場合に参考とするのは、財務諸表よりむしろ施設の設備やサービスの内容などの情報であると考えられる。会計はあくまで経営状況について表現する手段であるため、このような要請には応えることができず、財務諸表を作成する意味が薄れるのではないかという懸念が残るだろう。

おわりに

社会福祉法人会計基準は、従来の経理規定と同様に受託責任を果たすのみでなく、利用者に有用な情報を提供するという目的にも対応している。しかし、利益額のみを追求するわけにはいかない社会福祉法人において、損益を計算する会計が、利用者にとってどれほど有用な情報を提供しうるのかということについては、さらに検討していかなければならないだろう。

【参考文献】

- ・飯野利夫『財務会計論 [三訂版]』同文館出版, 1993年
- ・川原邦彦「新会計基準が施設庁に及ぼす影響と対策」『月刊福祉』2000年9月
- ・友岡賛『歴史にふれる会計学』有斐閣, 1996年
- ・本田親彦、渡部博『[解説] 社会福祉法人会計基準』社会福祉法人全国社会福祉協議会、2000年
- ・守永誠治『社会福祉法人の会計』税務経理協会, 1991年
- ・The International Accounting Standards Committee, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, July, 1989